

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川春樹

---

(提案説明)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める府令の改正  
に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(令和7年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「条件」を「要件」に改める。

第16条第6号を次のとおり改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用に」を  
「その他の利用に」に改める。

第20条第3項中「に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援  
法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確  
認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に、「規定に  
おいて書面」を「規定において書面等」に、「書面に代えて」を「当該  
書面等に代えて」に、「書面に係る」を「書面等に係る」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 参 考

### 改 正 要 旨

- 1 乳児等通園支援事業所ごとに定める重要事項に関する規程のうち、利用定員について、「乳児、幼児の区分ごとに利用定員を設定する形式」から「利用可能な子どもの総数を設定する形式」に改めることとした。

※ 乳児

出生の日から6か月を経過した者であって、満1歳に満たない者

※ 幼児

満1歳から満3歳未満の者